

○太宰府市教育委員会会議傍聴人規則

昭和46年10月21日

教委規則第24号

太宰府町教育委員会会議傍聴人規則(昭和32年教委規則第10号)の全部を改正する。

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に自己の氏名、住所、職業及び年齢を記入し傍聴券を受け、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。ただし、委員長が、傍聴券発行の必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

2 傍聴券は、退場の際、係員に返納しなければならない。

3 委員長は、必要あると認める場合傍聴券の数を制限することができる。

第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

(1) めいていしていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 年齢満20歳未満のもので引率者のない者

(4) 前各号のほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(平6教委規則4・一部改正)

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに、傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等をする事。

(3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 異様な服装をし又は帽子、外套、襟巻の類を着ること。

(5) 飲食をすること。

(6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

第4条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第5条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年教委規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。